

校長室だより第 43 号（令和 8 年 2 月 9 日）

2 月 5 日に入学説明会が行われました。来年度入学するお子さんの保護者に、入学前に用意するものや心の準備、学校で生活するためのノウハウ等をお伝えしました。

そのプログラムの中に「ネットの安全な使い方」があり、青少年サポートセンターの職員にお話しいただきました。

「保護者の方のスマホ等をお子さんに貸すことはありますか。」という質問に、多くの方が挙手しました。つまり、未就学の児童も SNS に触れているということであり、極端に言えば、生まれた時から SNS は身近な存在だということです。

大人でも「ネットトラブル」に巻き込まれることがあるのですから、経験の浅い子どもなら尚更です。

○例えば、パーティーを組んで複数人で行うオンラインゲーム

- ・ログイン時間合わせろよ。パーティー組めないだろ。
- ・お前が弱いから負けた。
- ・消えろ。へたくそ。

直接顔を見ては言えないことも、画面に向けては気軽に言えてしまうのだそうです。

人間関係が壊れる、いじめ等につながる可能性大

○例えば、オンラインゲームでの課金

消費者相談センターに保護者から寄せられた「課金額」の平均は

- ・小学生 10 万円
- ・中学生 20 万円

子どもは、保護者の銀行口座のパスワードを何らかの方法で知っているということです。

特に以前親が使用していた機器を子に譲るときには注意が必要。

○例えば、LINE

仲間外れを産む。いじめの始まり。誰かの悪口を書き込む。

他にも、見ず知らずの人と出会うきっかけを作り、犯罪に巻き込まれることも多々あるでしょう。恐ろしい……

あなたの家庭では

スマホを所持させる際の具体的なルールはありますか。

そのルールは、お子さんと話し合っただけですか。

ルールを守れなかった場合どうするか、決めてありますか。

保護者が機種代金と使用料を支払っています。お子さんには貸しているだけです。それを忘れてはいけません。

私は、ゲームやYouTube、LINE とうまく付き合っていくべきだとは思いますが。そして、ゲームやYouTube よりも好きなものがあるといいなと思います。